

令和 8 年第 2 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 2）

堺 市



## 目 次

頁

議案第 11 号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 12 号	堺市事務分掌条例の一部を改正する条例	5
議案第 13 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第 14 号	堺市印鑑条例の一部を改正する条例	9
議案第 15 号	堺市介護保険条例の一部を改正する条例	11
議案第 16 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	13
議案第 17 号	堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例	23
議案第 18 号	堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第 19 号	堺市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	27
議案第 20 号	堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例	29
議案第 21 号	堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	31
議案第 22 号	堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	33
議案第 23 号	堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	37
議案第 24 号	堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	39
議案第 25 号	堺市子ども相談所条例の一部を改正する条例	45
議案第 26 号	堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	47
議案第 27 号	堺市都市計画の提案に係る規模を定める条例	49

議案第 28 号	堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例	53
議案第 29 号	堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例	55
議案第 30 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	57
議案第 31 号	堺市南部丘陵における緑地の保全に関する条例	59
議案第 32 号	堺市職員定数条例の一部を改正する条例	63
議案第 33 号	堺市火災予防条例の一部を改正する条例	65
議案第 34 号	堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例	69
議案第 35 号	堺市下水道条例の一部を改正する条例	71
議案第 36 号	堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	73
議案第 37 号	堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	75
議案第 38 号	工事請負契約の締結について [万崎建替公営住宅第二期建設工事]	77
議案第 39 号	工事請負契約の締結について [万崎建替公営住宅第二期建設工事に伴う電気設備工事]	81
議案第 40 号	損害賠償の額の決定について	85
議案第 41 号	指定管理者の指定について [堺市立自転車拠点施設]	87
議案第 42 号	包括外部監査契約の締結について	89
議案第 43 号	市道路線の認定について	91
報告第 2 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	107

## 令和8年第2回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和8年2月16日  
堺市長 永藤英機

- 議案第 11 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号 堺市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 17 号 堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 19 号 堺市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第 20 号 堺市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例
- 議案第 21 号 堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 22 号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第 23 号 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 24 号 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- 議案第 25 号 堺市子ども相談所条例の一部を改正する条例

- 議案第 26 号 堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 27 号 堺市都市計画の提案に係る規模を定める条例
- 議案第 28 号 堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 29 号 堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例
- 議案第 30 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第 31 号 堺市南部丘陵における緑地の保全に関する条例
- 議案第 32 号 堺市職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第 33 号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第 34 号 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第 35 号 堺市下水道条例の一部を改正する条例
- 議案第 36 号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 37 号 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 38 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 39 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 40 号 損害賠償の額の決定について
- 議案第 41 号 指定管理者の指定について
- 議案第 42 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 43 号 市道路線の認定について
- 報告第 2 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

## 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項を次のように改める。

7 削除	
------	--

別表第2の69の項事務の欄中「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改め、同表に次のように加える。

78 市長	母子保健法による産後ケア事業における利用者負担額の決定に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報その他の特定個人情報であつて規則で定めるもの
-------	---	---

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の69の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

## 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。
- (2) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）に基づき、産後ケア事業に関する事務に係る本市のシステムを標準準拠システムに移行することに伴い、当該事務の処理に関して特定個人情報の本市内部での利用を開始するため、所要の改正を行うものであること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、乳児等のための支援給付の支給に関する事務の処理に関して特定個人情報の本市内部での利用を開始するため、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行すること。ただし、1 (3)に係る改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

## 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条市長公室の分掌事務を定める部分中「市長公室」を「政策局」に改め、同条総務局の分掌事務を定める部分第3号中「市長公室」を「他の局」に、「、泉北ニューデザイン推進室及び他の局」を「及び泉北ニューデザイン推進室」に改め、同条子ども青少年局の分掌事務を定める部分中「子ども青少年局」を「こども青少年局」に改め、同部分各号中「子ども」を「こども」に改める。

第3条中「室及び局」を「局及び室」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 堺市事務分掌条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 市長公室が全庁の政策を推進する役割を担う組織であることを明確化し、職員による自律的な施策立案を推進する体制を構築するため、同室を政策局に改称することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 「こども」表記の推奨について（依頼）（令和4年9月15日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡）及び他政令市の状況を踏まえ、組織名等に使用している「子ども」の表記を「こども」に改めることとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものであること。

## 堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会の項附属機関の欄中「堺市子ども青少年局指定管理者候補者選定委員会」を「堺市こども青少年局指定管理者候補者選定委員会」に改め、同項担任事務の欄中「子ども青少年局」を「こども青少年局」に改め、同表堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会の項附属機関の欄中「堺市子ども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会」を「堺市こども青少年局児童福祉施設等施設整備審査会」に改め、同項担任事務の欄中「子ども青少年局」を「こども青少年局」に改め、同表堺市元堺消防署用地活用事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市北部地域 整備事務所ア スベスト飛散 事象に係る健 康対策等専門 委員会	北部地域整備事務所アスベス ト飛散事象に係る健康対策等 についての調査、審議及び審 査に関する事務	1 1人以内	2年
---	--	--------	----

別表の第1項の表堺市大和川自転車賑わい拠点整備事業者選定委員会の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部改正により、子ども青少年局が子ども青少年局に改称されることに伴い、附属機関の名称及び担任事務について規定の整備を行うものであること。
- (2) 北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る健康対策等についての調査、審議及び審査に関する事務を行うため、堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る健康対策等専門委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 大和川自転車賑わい拠点整備事業に係る事業者の選定についての審議等が完了したため、当該審議等に関する事務を行う堺市大和川自転車賑わい拠点整備事業者選定委員会を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。

## 堺市印鑑条例の一部を改正する条例

堺市印鑑条例（昭和 62 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号口」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号口」に改める。

### 附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

## 堺市印鑑条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行するものであること。

## 堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「各月とし」を「7月から翌年3月までの各月とし」に改め、同条第4項中「保険料の額の確定後」を「当該年度」に改める。

第13条及び第14条を次のように改める。

### 第13条及び第14条 削除

第17条第1項第6号中「市民税」の次に「（地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。以下同じ。）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

## **堺市介護保険条例の一部改正について**

### **1 改正の趣旨**

業務の効率化及び経費の削減を図るため、介護保険第 1 号被保険者の保険料の普通徴収に係る暫定賦課を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

### **2 施行期日**

令和 9 年 4 月 1 日から施行することであること。

## 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第8条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第9条第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第11条の5中「第9条の2」を「各年度における第9条の2」に、「650,000円」を「当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第2項第9号に掲げる額」に改める。

第11条の5の2中「第4項」を「第5項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

第11条の5の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継

続世帯」に改める。

第11条の5の10中「第11条の5の3」を「各年度における第11条の5の3」に、「240,000円」を「当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第3項第8号に掲げる額」に改める。

第11条の6中「第8項」を「第9項」に改める。

第11条の10中「第11条の7」を「各年度における第11条の7」に、「170,000円」を「当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第4項第8号に掲げる額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第11条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第15条の2、第15条の4、第15条の5及び第15条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第15条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第11条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、被保険者であるものについて算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第11条の13 前条第1項の所得割額は、被保険者の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第11条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 第11条第2項の規定は、前項の保険料率について準用する。

（子ども・子育て支援納付金賦課限度額）

第11条の15 各年度における第11条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

第13条第4項中「場合又は期別保険料が1,000円未満となる場合における当該保険料の納付方法については、市長が別に定める」を「ときは、各期別保険料に係る当該端数の合計額を最初の期別保険料の額に合算する」に改める。

第14条第1項中「第11条の7の額」の次に「、第11条の12の額」を加え、「又は同条第3項」を「、同条第3項」に改め、「同条第1項各号に定める額」の次に「又は同条第5項各号に定める額」を加え、同条第2項中「若しくは第11条の7」を「、第11条の7若しくは第11条の12」に、「又は」を「、」に改め、「同条第1項各号に定める額」の次に「又は同条第5項各号に定める額」を加える。

第15条の2第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「政令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる額」に、「以外の者」を「以外のもの」に改め、同項第3号中「560,000円」を「政令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる額」に、「以外の者」を「以外のもの」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第11条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の15に定める子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額）とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額をえた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額  
ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額  
イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額をえた金額）に政令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる額に当該年度の保険

料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額をえた金額）に政令第29条の7第6項第3号への規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 前項各号のア又はイに規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があると

きは、これを切り上げるものとする。

第15条の3中「及び前条第1項」を「、第11条の5の4、第11条の8及び第11条の13並びに前条第1項（同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第15条の4第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「「第3項」を「「第4項」に、「第4項」を「第5項」に、「準用する第3項」を「準用する第4項」に改め、同条第4項中「第11条の5の5第1項第2号」との次に「、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項各号」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項において準用する同条第2項」と、同項第2号中「第15条の2第2項」とあるのは「第15条の2第3項において準用する同条第2項」と」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第4項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第4項」と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条第1項第2号」とあるのは「第11条の14第1項第2号」と読み替えるものとする。

第15条の4に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第1号中「第11条第1項第2号」とあるのは「第11条の14第1項第2号」と、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第5項各号」と、「同条第2項」とあるのは「同条第6項」と、同項第2号中「第15条の2第2項」とあるのは「第15条の2第6項」と読み替えるものとする。

第15条の5第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に、「第7項」を「第8項」に改め、同条第4項中「第5項」を「第6項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、「当該介護納付金賦課限度額」との次に「、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項と

し、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」との次に「、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「（第6項）とあるのは「（第10項において読み替えて準用する第6項）と、「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の12」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の15に定める子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第15条の5に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の12」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の15に定める子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「第15条の2第1項各号」とあるのは「第15条の2第5項各号」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第15条の5の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

第15条の6 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第11条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率（第15条の2第5項、第15条の4第3項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第6項において読み替えて準用する同条第4項又は前条第5項において読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第10項において読み替えて準用する同条

第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条第4項の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

##### (適用区分)

2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

##### (令和8年度分の保険料に関する特例)

3 令和8年度分の保険料に係る新条例第11条の15の規定の適用については、同条中「当該年度の保険料に係る法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは、「令和8年4月1日において施行されていた政令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とする。

## 堺市国民健康保険条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）の一部改正により、国民健康保険料の賦課額に子ども・子育て支援納付金が追加されることに伴う所要の改正等を行うものであること。
- (2) 国民健康保険料を構成する基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額における賦課限度額及び保険料の軽減対象世帯となる所得基準に係る額について、政令に規定する額を引用して定めることとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき、国民健康保険に関する事務における本市のシステムを標準システムに移行することに伴い、同システムの仕様に沿った端数処理を行うこととし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行することであること。ただし、1(3)に係る改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することであること。



## 堺市立健康福祉プラザ条例の一部を改正する条例

堺市立健康福祉プラザ条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号を次のように改める。

(5) こども相談所

第4条第3号中「昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知」を「昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知」に改める。

第16条第2号中「第4号」の次に「から第8号まで」を加える。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## **堺市立健康福祉プラザ条例の一部改正について**

### **1 改正の趣旨**

堺市子ども相談所条例（平成17年条例第65号）の一部改正に伴う規定の整備等を行うものであること。

### **2 施行期日**

令和8年4月1日から施行すること。

## 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の 一部を改正する条例

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項に次の1号を加える。

（4）申請者が第5条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する旨

第3条第2項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「前項第4号」を「前項第3号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第4条第1項中「第3号」を「第4号」に改め、同条第3項中「を一般の閲覧に供しなければならない」を「に登録した浄化槽保守点検業者について、その営業所の名称及び所在地を本市のホームページ上において公開するものとする」に改める。

第5条第3号中「役員」の次に「（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条第2号中「専任の」を削る。

第13条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第2項中「又はその代理人」を「若しくはその代理人」に、「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第3条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に浄化槽の保守点検を行う事業の登録の申請を行う者について適用し、同日前に浄化槽の保守点検を行う事業の登録の申請を行った者については、なお従前の例による。

## 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 情報通信技術が社会に浸透する以前に確立され、社会のデジタル化や合理化を阻害する一因となっているアナログ的手法を見直すことで、情報通信技術の効果的な活用を推進し、もって市民等の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、営業所ごとに設置することとしている浄化槽管理士についてその専任を不要とするとともに、営業所の見やすい場所に登録証を掲示することとしている規定を廃止し、あわせて浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧に代えて、営業所の名称及び所在地を本市ホームページ上に公開することとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 浄化槽保守点検業の登録の申請について、申請者の負担の軽減等を図るため、申請書の記載事項及び添付書類を見直すこととし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものであること。

## 堺市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

堺市旅館業法施行条例（平成24年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「掲げる」を「掲げる」に改め、同号シ中「専任の」を削る。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 堺市旅館業法施行条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

情報通信技術が社会に浸透する以前に確立され、社会のデジタル化や合理化を阻害する一因となっているアナログ的手法を見直すことで、情報通信技術の効果的な活用を推進し、もって市民等の利便性の向上及び業務の効率化を図るため、施設ごとに設置することとしている衛生管理責任者の専任を不要とすることとし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものであること。

## 堺市子どもを虐待から守る条例の 一部を改正する条例

堺市子どもを虐待から守る条例（平成23年条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市こどもを虐待から守る条例

本則中「子ども」を「こども」に改める。

第2条第5号中「堺市子ども相談所条例」を「堺市こども相談所条例」に、「堺市子ども相談所」を「堺市こども相談所」に改める。

第10条第2項から第4項までの規定中「子ども相談所長」を「こども相談所長」に改める。

第13条の見出しを「（こども虐待防止推進月間）」に改め、同条中「子ども虐待防止推進月間」を「こども虐待防止推進月間」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 堺市子どもを虐待から守る条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 「こども」表記の推奨について（依頼）（令和4年9月15日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡）及び他政令市の状況を踏まえ、「子ども」の表記を「こども」に改めることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 堺市子ども相談所条例（平成17年条例第65号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものであること。

## 堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

第1条中「及び第46条第2項」を「、第46条第2項（法第54条の3において準用する場合を含む。）」に、「及び特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業」に改める。

本則に次の1条を加える。

（法第54条の3において準用する法第46条第2項の条例で定める基準）

第3条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるとおりとする。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## **堺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

### 1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号。以下「府令」という。）の制定に伴い、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定めることとし、府令に従い、又は府令を参照して当該基準を制定するため、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市幼保連携型認定こども園の設備 及び運営に関する基準を定める条例

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）

第3条 法第13条第1項に規定する条例で定める基準は、次条から第14条までに定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。）（第4条第2項、第12条、第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第2項及び附則第4条第1項（基準省令第7条第6項に係る部分に限る。）を除く。）に規定する基準（基準省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

### （職員の一般的要件）

第4条 幼保連携型認定こども園の園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育て支援事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、教育及び保育並びに子育ての支援に熱意のある者であって、できる限り教育及び保育並びに子育ての支援の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

### （学級の編制）

第5条 1学級の園児の数は、満3歳以上満4歳未満の園児については25人以下とし、満4歳以上の園児については35人以下とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満3歳以上満4歳未満の園児で編制する1学級の園児の数は、35人以下とすることができる。

(教育及び保育の内容に関する計画)

第6条 幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、園児の心身の発達並びに幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(食事)

第7条 幼保連携型認定こども園は、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

(開園日数及び開園時間)

第8条 開園日数及び開園時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めなければならない。

(子育て支援事業の内容)

第9条 幼保連携型認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 子育て支援事業に従事する職員について、研修等により子育て支援に必要な能力を向上させる体制を整えておくこと。
- (2) 地域の人材及び社会資源の活用を図るように努める観点から、市町村及び地域で子育ての支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること。

(情報開示)

第10条 幼保連携型認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(入園する園児の選考)

第11条 幼保連携型認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の園児、障害のある園児等の特別な配慮が必要な園児の利用が排除されることのないよう、入園する園児の選考を公正に行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、特別な配慮が必要な園児の受入れに適切に配慮するた

め、市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(非常災害対策)

第12条 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備え、消火器等の消防用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならぬ。

(園児の健康及び安全の確保)

第13条 幼保連携型認定こども園は、園児の健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、当該幼保連携型認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。

(特別な配慮が必要な園児に対する教育及び保育)

第14条 園児の心身の状況によって実施することが困難な教育及び保育に係る活動については、その園児の心身の状況に適合するように実施しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

2 基準省令の施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る基準省令第7条第6項の規定の適用については、当分の間、同項第3号中「満2歳以上」とあるのは、「満2歳以上満3歳未満」とする。

## **堺市幼保連携型認定こども園の設備 及び運営に関する基準を定める条例 の全部改正について**

### 1 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「基準省令」という。）の一部改正を踏まえ、本市における幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について、基準省令と異なる基準を定めている部分を除き、基準省令を引用して定めることとし、本条例の全部改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に 関する条例の一部を改正する条例

堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号中「法第30条の3」の次に「及び法第30条の13」を加え、同条第3号中「又は法第24条第2項」を「、法第24条第2項又は法第30条の18第2項」に改め、「支給認定証」の次に「又は乳児等支援支給認定証」を加える。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## **堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に 関する条例の一部改正について**

### **1 改正の趣旨**

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、法の規定に基づく過料について定めることとし、所要の改正を行うものであること。

### **2 施行期日**

令和8年4月1日から施行するものであること。

## 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成 28 年条例第 39 号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件について必要な事項を定める。

### （定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

### （認定こども園の認定の要件）

第 3 条 法第 3 条第 1 項及び第 3 項に規定する条例で定める要件は、次条から第 13 条までに定めるもののほか、法第 3 条第 2 項及び第 4 項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号。以下「基準告示」という。）（第二 二後段、第三 四ただし書（地方裁量型認定こども園に係るものに限る。）、第四 四ただし書（地方裁量型認定こども園に係るものに限る。）、第四 五ただし書（既存施設が地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、2 の基準を満たすときに係るものに限る。）、第五（五 8 を除く。）、第六、第七、第八 三、第八 五及び第八 八を除く。）に規定する要件（基準告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。

### （学級の編制）

第 4 条 1 学級の子どもの数は、満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもについては 25 人以下とし、満 4 歳以上の子どもについては 35 人以下とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると市長が認める場合には、満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもで編制する 1 学級の子どもの数は、35 人以下

とすることができる。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編制することを原則とする。

(職員の資格等)

第5条 満3歳以上の子どもの教育及び保育に直接従事する職員で教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状のうち幼稚園の教諭の免許状及び保育士の資格を併有していないものは、その併有に向けた努力を行っていなければならない。

2 認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、満3歳以上の子どものみが在籍する認定こども園については、基準告示第四 七ただし書に規定する要件を満たし、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる場合に限り、調理員を置かないことができる。

(教育及び保育の計画)

第6条 認定こども園は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、並びに子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なることその他の認定こども園に固有の事情に配慮し、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を有する教育及び保育に関する全体的な計画を作成しなければならない。

(食事)

第7条 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、その献立は、できる限り多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、当該認定こども園の子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

2 前項に規定するもののほか、食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに認定こども園の子どもの身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 認定こども園は、当該認定こども園の子どもの健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(職員の資質の向上)

第8条 認定こども園は、認定こども園の長並びに教育及び保育に従事する職員の資質の

向上等を図る体制を整えておかなければならない。

(子育て支援事業)

第9条 認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 子育て支援事業に従事する職員について、研修等により子育て支援に必要な能力を向上させる体制を整えておくこと。
- (2) 地域の人材及び社会資源の活用を図るように努める観点から、市町村及び地域で子育ての支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること。

(情報開示)

第10条 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、開園日数、開園時間、施設設備、子育て支援事業等に関する情報を開示しなければならない。

(子どもの健康及び安全の確保)

第11条 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保するため、疾病予防、防災、防犯等に関する体制を整えておくとともに、当該認定こども園において事故等が発生した場合における補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度に加入しておかなければならない。

(教育及び保育の評価等)

第12条 認定こども園は、教育及び保育の質の向上を図るため、子どもの視点に立った点検又は評価を行う体制を整えておかなければならない。

(地方裁量型認定こども園に係る要件)

第13条 地方裁量型認定こども園（基準告示第一 三の地方裁量型認定こども園をいう。）は、次の各号の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこ

と。

- (2) 堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）で定める基準のうち保育所に係るものに該当すること。
- (3) その設置者（アにあっては、設置者が法人である場合は、当該法人の役員）が次のいずれにも該当すること。
- ア　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第40条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- イ　認定こども園を経営するために必要な経済的基礎があること。
- ウ　財務内容が健全であること。

## 附 則

(施行期日)

- 1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- （堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例の一部改正）
- 2　堺市大規模マンションの建設における保育施設の整備に係る事前協議に関する条例（令和3年条例第39号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第3号エ中「堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）第2条第2項第2号」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）第一二」に改める。

## 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の全部改正について

### 1 改正の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。）の一部改正を踏まえ、本市における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について、基準告示と異なる要件を定めている部分を除き、基準告示を引用して定めることとし、本条例の全部改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。



## 堺市子ども相談所条例の一部を改正する条例

堺市子ども相談所条例（平成17年条例第65号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市こども相談所条例

第1条中「堺市子ども相談所」を「堺市こども相談所」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 堺市子ども相談所条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

「こども」表記の推奨について（依頼）（令和4年9月15日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡）及び他政令市の状況を踏まえ、組織名を「こども相談所」に改めることとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。

## 堺市一時保護施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年条例第42号）  
の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年内閣府令第27号」の次に「。以下「基準」という。」を加える。  
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項  
を加える。

（職員の数及び夜間の職員体制に関する経過措置）

2 基準附則第3条第2項に規定する条例で定める経過措置期限は、令和11年3月31  
日とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## **堺市一時保護施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について**

### **1 改正の趣旨**

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 27 号）の一部改正を踏まえ、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制に関する経過措置について定めることとし、所要の改正を行うものであること。

### **2 施行期日**

公布の日から施行するものであること。

## 堺市都市計画の提案に係る規模を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第15条ただし書の規定に基づき、計画提案に係る規模を定める。

### (計画提案に係る規模)

第2条 前条の規模は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域（別表に定める区域を除く。次項において同じ。）における次に掲げる都市計画の計画提案に限り、0.2ヘクタールとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の8に規定する地区整備計画を定める同法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画（同法第12条の5第8項前段に該当するものを除く。）

(2) 次のア及びイに掲げる都市計画の計画提案が併せて行われ、当該計画提案に係るアに掲げる都市計画の区域及びイに掲げる都市計画の施行区域が同一の区域である場合における当該ア及びイに掲げる都市計画

ア 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区

イ 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する第1種市街地再開発事業

(3) 第1号又は前号に掲げる都市計画と併せて計画提案が行われる都市計画（第1号の地区計画又は前号イの第1種市街地再開発事業の目的を達成するために必要なものに限る。以下この号において「他の都市計画」という。）で、当該他の都市計画の区域の全部が第1号に掲げる都市計画の区域又は前号に掲げる都市計画の区域及び施行区域にあるもの

2 前項第1号又は第2号に掲げる都市計画の計画提案に係る土地の区域が都市機能誘導区域の内外にわたる場合は、当該区域の過半が都市機能誘導区域内にあるときに限り、当該区域は、全て都市機能誘導区域内にあるものとみなして、同項の規定を適用する。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

都市機能誘導区域（都心）のうち、市道大道筋の中心線と市道大道筋の西側に接続する市道三宝北庄線の中心線を延長した線との交会点を起点とし、順次同線及び市道三宝北庄線の中心線、市道大道筋の西側端線から25メートル外側の平行線及び同線を延長した線、都市計画道路築港天美線の中心線、市道大道筋の東側端線から25メートル外側の平行線（以下「東側端線の平行線」という。）を延長した線及び東側端線の平行線、市道大道筋の東側に接続する市道三宝向陽線の中心線及び同線を延長した線並びに市道大道筋の中心線を経て起点に至る線で囲まれた区域

## 堺市都市計画の提案に係る規模を定める条例 の制定について

### 1 制定の趣旨及び内容

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案に係る規模について、本市における民間投資の促進を図り、市街地環境の整備及び改善を行い、もって都市機能を向上させるため、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第15条ただし書の規定に基づき、当該規模を引き下げることとし、次のとおり本条例を制定するものであること。

- (1) 計画提案に係る規模について、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域（ただし、都心にあっては、一部の区域を除く。以下同じ。）における次に掲げる都市計画については、0.2ヘクタール以上とするもの
  - ア その区域の全部について法第12条の8に規定する地区整備計画を定める法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画
  - イ 法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区及び都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する第1種市街地再開発事業の計画提案が併せて行われ、その区域が同一の区域である場合におけるこれらの都市計画
  - ウ ア又はイに掲げる都市計画と併せて計画提案が行われる都市計画（アの地区計画又はイの第1種市街地再開発事業の目的を達成するために必要なものに限る。）で、その区域の全部がア又はイに掲げる都市計画の区域内にあるもの
- (2) 計画提案に係る土地の区域が都市機能誘導区域の内外にわたる場合の取扱いを定めるもの

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。



## 堺市建築物における駐車施設の附置等に関する 条例の一部を改正する条例

堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 5 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表（い）の項中「建築物の特定部分」の次に「（共同住宅に供する部分を除く。）」を、「非特定部分」という。」の次に「（共同住宅以外の住宅、学校及び児童福祉施設の用途に供する部分を除く。）」を加え、同表の（え）の項中「及び事務所」を「、事務所及び共同住宅」に、「住宅」を「共同住宅以外の住宅」に改める。

第 5 条中「特定部分」の次に「（共同住宅に供する部分を除く。）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市建築物における駐車施設の附置等に関する 条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

本条例において駐車施設の附置義務の対象としている駐車場法（昭和32年法律第106号）に規定する特定用途について、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）の一部改正により共同住宅が含まれることとなるが、本条例は自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途である店舗、事務所等の建築に関し、駐車施設の附置を義務付けており、共同住宅を含む住宅については、堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）に基づく協議の対象となるものに駐車施設の設置の指導を行っていることから、共同住宅の建築に関し本条例による附置義務は課さないこととし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。

## 堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

堺市特別用途地区建築条例（昭和48年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## **堺市特別用途地区建築条例の一部改正について**

### **1 改正の趣旨**

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

### **2 施行期日**

令和8年4月1日から施行すること。

## 堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第8号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

第33条第2項中「であつて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するもの」を削り、「同令第2条第1項第1号に該当するもの」を「、これらの行為が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するもの（同項第2号又は第3号に該当するものを除き、同法第11条第6項に規定する適合判定通知書、同令第24条第1項の規定による通知に係る書面若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第1項の規定による通知に係る書面又はそれらの写しの提出がないものに限る。）」に改める。

第34条の4の見出しを「（マンションの再生等の円滑化に関する法律関係手数料）」に改め、同条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

## 堺市手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）による改正後のマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号。以下「マンション再生法」という。）において、耐震性不足等で建替え等をする場合におけるマンションの各部分の高さの制限に関する特例が設けられることに伴い、マンション再生法に基づくマンションの各部分の高さの特例許可に関する事務に係る手数料を徴収することとし、所要の改正等を行うものであること。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の一部改正に伴う規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行することであること。ただし、1 (2) に係る改正規定は、同年 5 月 1 日から施行することであること。

## 堺市南部丘陵における緑地の保全に関する条例

南部丘陵は、石津川水系の源流域に位置し、古代から緑の恵みを活用した人々の営みによって里地里山が形成され、貴重な緑の資源が育まれてきた丘陵地である。この丘陵地には、市街地の近郊にありながら、今もなお優れた里地里山の風景を有し、多様な生き物が息づく貴重な緑地がある。

私たちは、このかけがえのない緑地を次代に継承するため、里地里山の豊かな風景と自然環境を育み、保全することをここに決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、南部丘陵における貴重な緑地である保全優先地区について、市、市民等及び事業者が連携し、及び協働することにより、その里地里山の豊かな風景や自然環境を育み、保全することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保全優先地区 南部丘陵のうち、別図に定める貴重な緑地として特に保全を優先すべき地区をいう。
- (2) 市民等 本市の区域内（以下この条において「市内」という。）に居住し、市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤し、若しくは市内に滞在し、又は保全優先地区内に土地を所有する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

### (市の役割)

第3条 市は、保全優先地区における緑地の保全に係る施策を実施するものとする。

### (市民等の協力)

第4条 市民等は、市が実施する保全優先地区における緑地の保全に係る施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の協力)

第5条 事業者は、市が実施する保全優先地区における緑地の保全に係る施策に協力するよう努めるとともに、自らも保全優先地区における緑地の保全に努めるものとする。

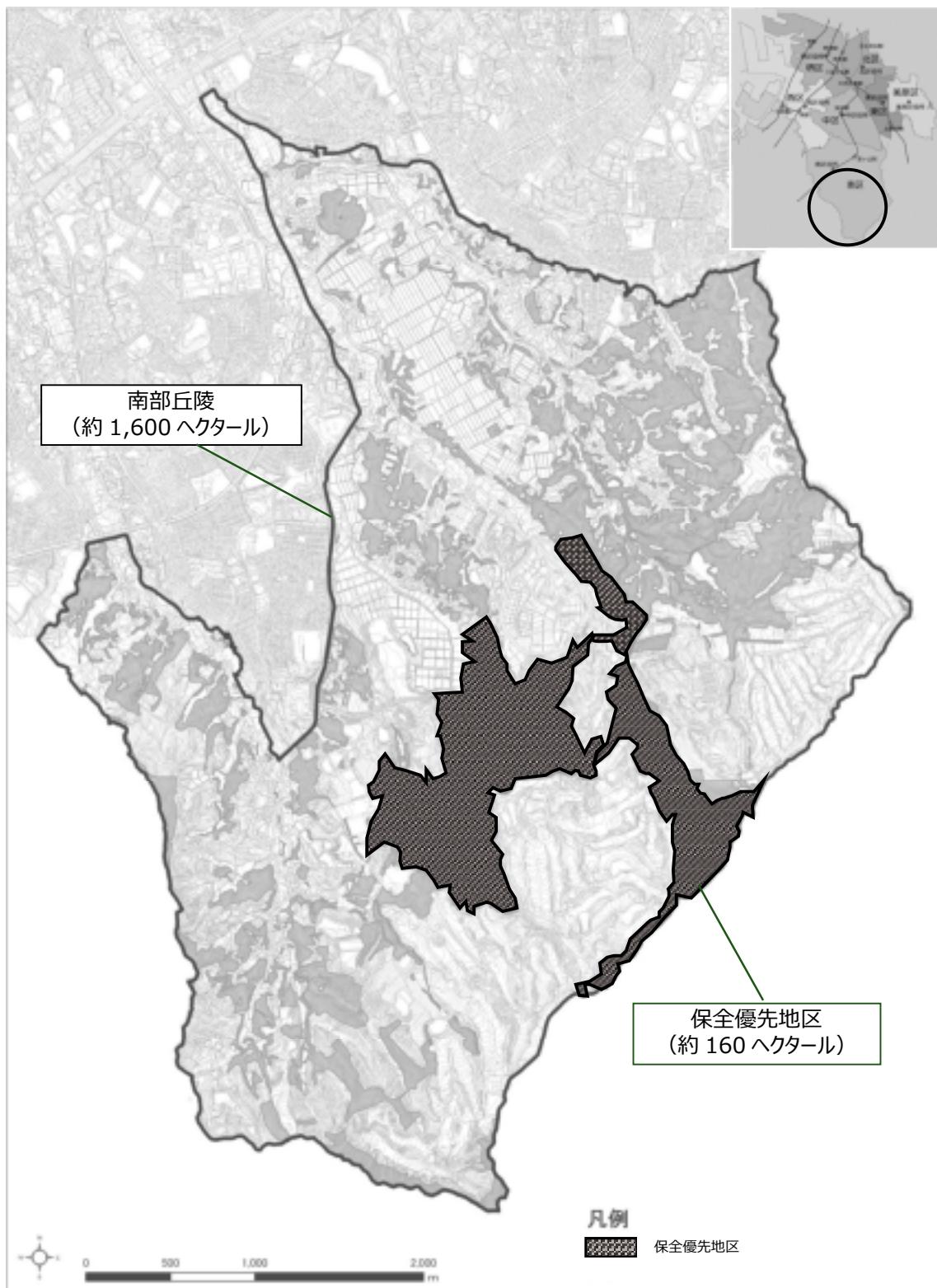
(連携及び協働)

第6条 市、市民等及び事業者は、連携し、及び協働して、保全優先地区における緑地の保全に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）



## 堺市南部丘陵における緑地の保全に関する条例 の制定について

### 1 制定の趣旨及び内容

南部丘陵における貴重な緑地である保全優先地区について、市、市民等及び事業者が連携し、及び協働することにより、その里地里山の豊かな風景や自然環境を育み、保全することを目的として、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 市の役割に関する事項
- (2) 市民等及び事業者の協力に関する事項
- (3) 市、市民等及び事業者の連携及び協働に関する事項

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものであること。

## 堺市職員定数条例の一部を改正する条例

堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「1, 097人」を「1, 148人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## **堺市職員定数条例の一部改正について**

### **1 改正の趣旨**

令和 5 年度から実施している職員の定年に係る 60 歳から 65 歳までの段階的な引上げに伴う職員数の推移に対応するため、所要の改正を行うものであること。

### **2 施行期日**

令和 8 年 4 月 1 日から施行すること。

## 堺市火災予防条例の一部を改正する条例

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、「除く。」の次に「及び第7条第1項」を加え、同条を第10条の2とし、第9条の次に次の1条を加える。

### （簡易サウナ設備）

第10条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第16号から第19号まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第7条第1項の規定を準用する。

第13条第1項中「第85条第12号」を「第85条第13号」に改める。

第45条第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第63条第1項第5号中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備又は一般サウナ設備」に改

める。

第85条中第16号を第17号とし、第7号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 簡易サウナ設備（専ら個人が使用する目的で設けるものを除く。）

#### 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

## 堺市火災予防条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和 8 年 3 月 31 日から施行するものであること。



## 堺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第13条第1項に規定する」を削り、「指定給水装置工事事業者」の次に「（第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は法第16条の2第1項の規定に基づき他の水道事業者の指定を受けた者が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第12条第2項中「とき」の次に「（前項ただし書に規定するときを除く。）」を加える。

第13条第1項中「水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第17条に次の1項を加える。

5 第12条第1項ただし書の規定は、第1項第3号の規定による給水装置の修繕その他必要な処置の要請について準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市水道事業給水条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

災害その他非常の場合における指定給水装置工事事業者の不足時に給水装置に係る新設等の工事及び修繕等を適正に実施するため、上下水道事業管理者が他の水道事業者又は他の水道事業者の指定を受けた事業者に当該工事又は当該修繕等を行わせる必要があると認めるときは、これらの者に当該工事又は当該修繕等を行わせることを可能とするための所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

## 堺市下水道条例の一部を改正する条例

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「工事は」の次に「、次に掲げる工事を除き」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 市が行う工事
- (2) 災害その他非常の場合において、管理者が他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する者をいう。）の指定（排水設備の工事について技能を有する者としての指定をいう。）を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、当該指定を受けた者が行う工事

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市下水道条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

災害その他非常の場合における市指定排水設備工事業者の不足時に排水設備に係る新設等の工事を適正に実施するため、上下水道事業管理者が他の公共下水道管理者の指定を受けた事業者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、当該事業者に当該工事を行わせることを可能とするための所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

## 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第19条中「おいて」の次に「、同条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例 の一部改正について

### 1 改正の趣旨

管理又は監督の地位にある教育職員に係る処遇改善として、管理職員特別勤務手当の支給対象とする業務の範囲について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和8年4月1日から施行するものであること。

## 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第1条 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「270, 655円」を「293, 440円」に改める。

(堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「5円18銭」を「5円62銭」に、「386, 500円」を「419, 000円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び第2条の規定による改正後の堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 堺市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び堺市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）の一部改正を踏まえ、本市の市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額の見直しを行うこととし、次の条例について所要の改正を行うものであること。

- (1) 堀市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年条例第 13 号）
- (2) 堀市議会議員及び堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成 20 年条例第 14 号）

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 万崎建替公営住宅第二期建設工事

2 工事概要 住宅建設工事

住宅建設 鉄筋コンクリート造地上8階建 工事対象延べ面積 8,345.06m<sup>2</sup>  
昇降機設備工事

3 契約の相手方 大阪府堺市西区宮下町12番1号

堺土建・藤木組・橋爪工務店建設工事共同企業体

代表構成員 堀土建株式会社

代表取締役 下川 好隆

他の構成員 株式会社藤木組

代表取締役 藤木 幸生

他の構成員 株式会社橋爪工務店

代表取締役 新後 修

4 契約金額 2,662,000,000円

うち取引に係る消費税額等 242,000,000円

5 仮契約の日 令和8年1月7日

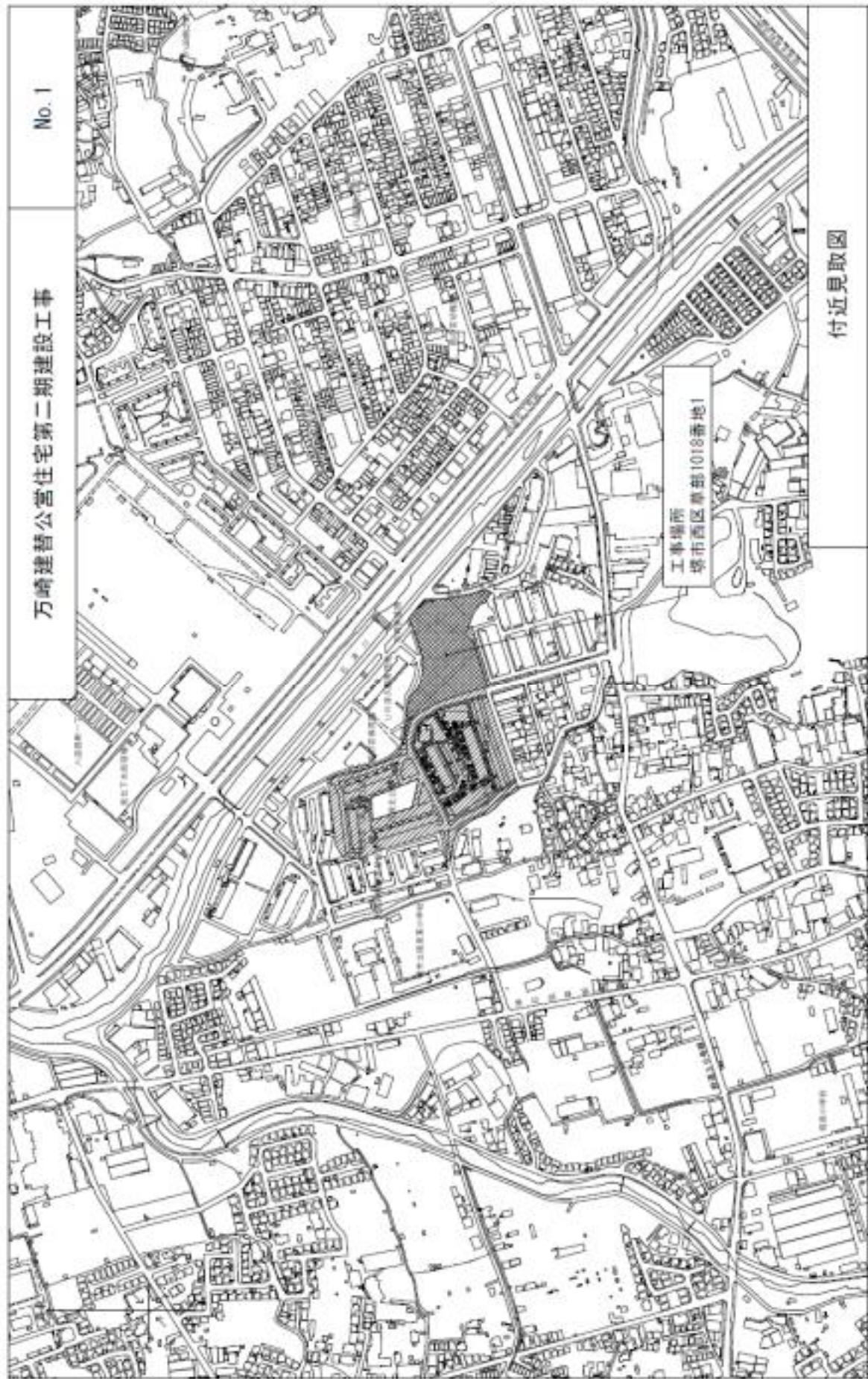
## 工事請負契約の締結について

- 1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札 (特定調達契約対象)  
(地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項による)
- 2 工事期間 議会の議決を経た翌日から  
令和 9 年 12 月 15 日まで
- 3 入札執行日時 令和 7 年 12 月 8 日 午後 2 時 00 分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

経過 参 加 者	技術 評価点	第 1 回入札金額 (単位 円)	評価値	備 考
堺土建・藤木組・橋爪工務店 建設工事共同企業体	113.5	2,420,000,000	4.690	落札
大容・Machida・利晃 建設工事共同企業体	112	2,510,000,000	4.462	
木綿麻・麦島・源 建設工事共同企業体	106	2,045,000,000	3.860	
シマ・イズミクス・照建 建設工事共同企業体	109.5	2,680,000,000	4.085	

(備考) 予定価格 2,553,627,000 円、調査基準価格 2,395,548,000 円

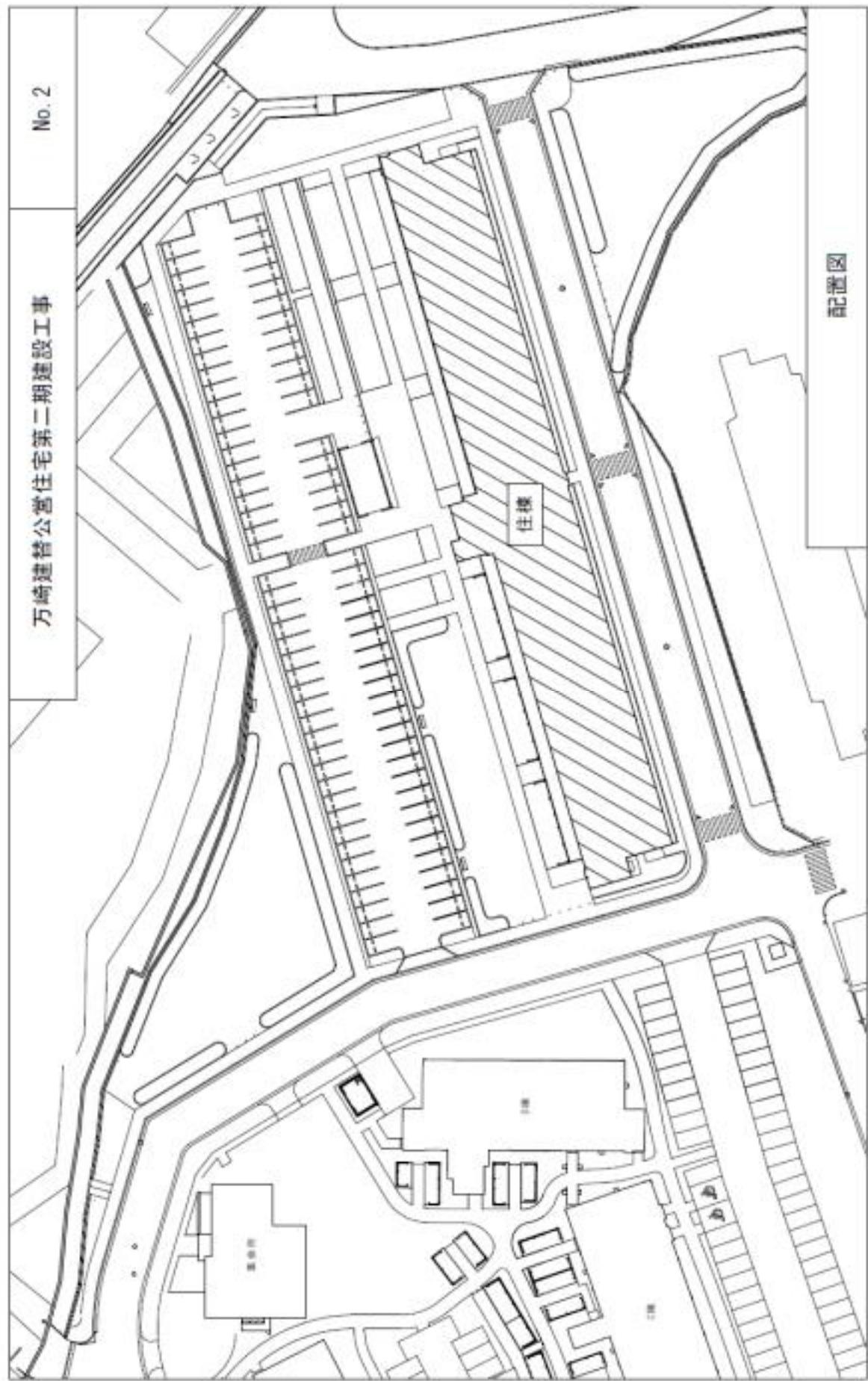
上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10% に相当する額 (消費税額等) を加算した金額が契約金額になる。



万崎建替公団住宅第二期建設工事

No. 2

配置図



## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 万崎建替公営住宅第二期建設工事に伴う電気設備工事

2 工事概要 本工事の対象建築工事 万崎建替公営住宅第二期建設工事

第二期建設工事に伴う電気設備工事

(工事種目)

電灯設備、動力設備、雷保護設備、発電設備、構内情報通信網設備、  
構内交換設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備、構内配電線路、  
構内通信線路

3 契約の相手方 大阪府堺市堺区北庄町3丁1番5号

株式会社 Raing

代表取締役 白井 健太郎

4 契約金額 367,961,000円

うち取引に係る消費税額等 33,451,000円

5 仮契約の日 令和8年1月23日

## 工事請負契約の締結について

1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札

(地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項による)

2 工 事 期 間 議会の議決を経た翌日から

令和 9 年 12 月 15 日まで

3 入札執行日時 令和 7 年 12 月 24 日 午前 10 時 13 分

4 入札参加者及び経過 下記のとおり

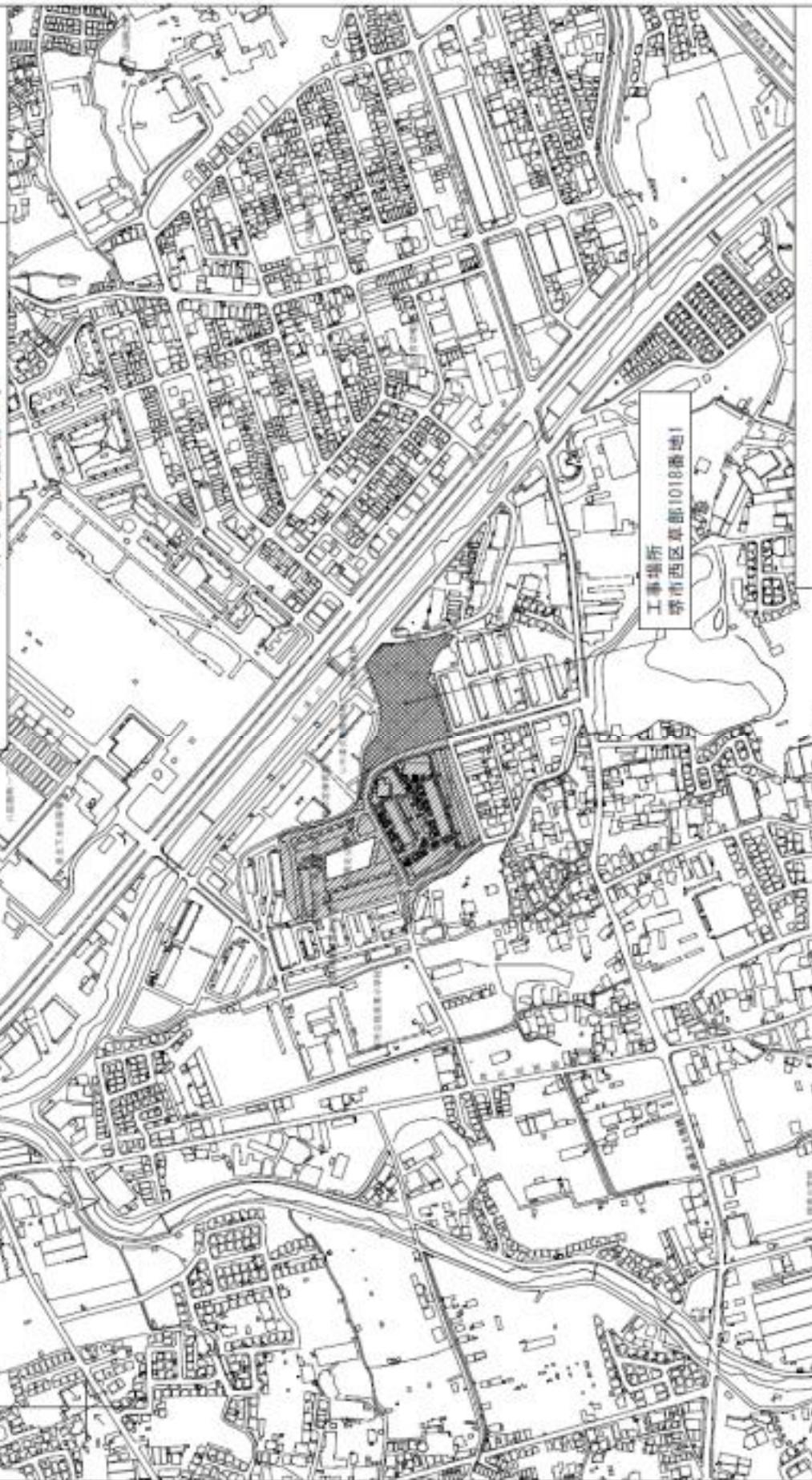
経 過 参 加 者	第 1 回入札金額 (単位 円)	評価値	備 考
株 式 会 社 R a i n g	334,510,000	3378.075	落札
真 鍋 電 機 株 式 会 社	317,800,000	3254.451	
東 陽 ・ ウ エ ダ 建設工事共同企業体	329,990,000	3253.462	
西 尾 ・ 小 池 田 建設工事共同企業体	322,000,000	3229.943	
鶴 田 電 設 株 式 会 社	辞退		

(備考) 予定価格 356,560,000 円、調査基準価格 330,972,000 円

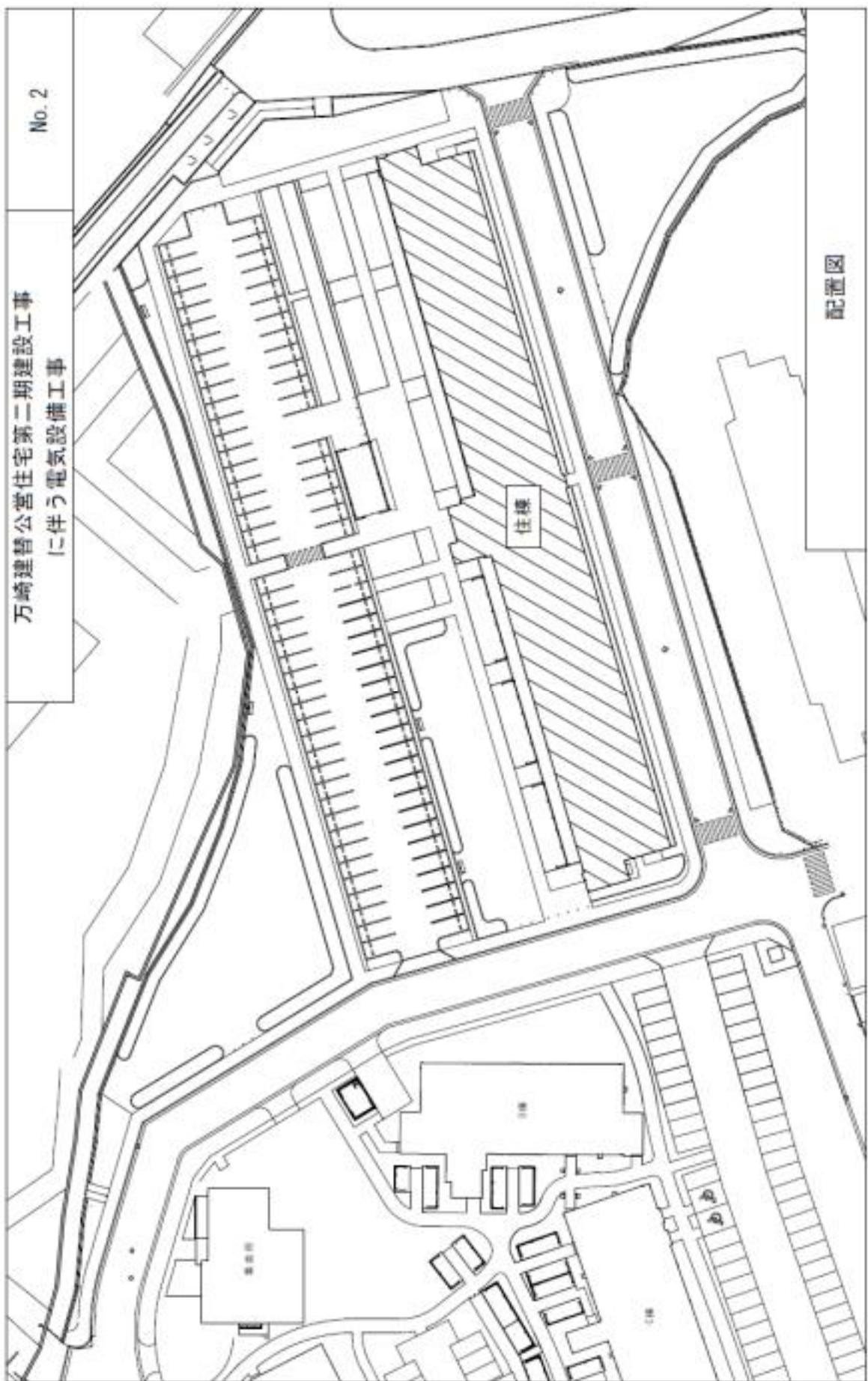
上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10% に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

万崎建替公営住宅第二期建設工事  
に伴う電気設備工事

No. 1



付近見取図



## 損害賠償の額の決定について

車両事故に係る損害賠償の額について、次のとおり定める。

1 損害賠償の額 金 1,630,609 円

2 損害賠償の相手方 高石市\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*

## **損害賠償の額の決定について**

令和 7 年 8 月 6 日 (水) 午前 8 時 5 分ごろ、高石市綾園 7 丁目 4 番 15 号地先において、高石消防署第 1 警防課職員の運転する消防自動車が交差点に進入したところ、走行していた相手方普通自動二輪車と接触し、相手方運転者を負傷させ、相手方普通自動二輪車を損傷させたもの。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 1,630,609 円を相手方への損害賠償の額とする。

## 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

公の施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
堺市立自転車拠点施設	大阪市中央区南本町 2-1-11 ジェイ・プライド堺筋本町ビル 3 階  (代表構成員) 大阪市中央区南本町 2-1-11 ジェイ・プライド堺筋本町ビル 3 階  (他の構成員) 京都府京都市東山区 下堀詰町 246 テイブ ンビル 2F  (他の構成員) 滋賀県守山市梅田町 85 番 7 号	大和川 BASE 共同企業体  (代表構成員) 株式会社 Andeco  (他の構成員) 株式会社きゅうべえ  (他の構成員) 株式会社 CYCLE Hub&Port	令和 9 年 2 月 1 日から 令和 19 年 3 月 31 日まで

[根 拠]

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 指定管理者の指定について

1 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、堺市立自転車拠点施設の指定管理者として大和川 BASE 共同企業体を指定し、その管理を行わせようとするものである。

### 2 指定管理者の概要

名称	設立年月日	設立目的	事業実績
大和川 BASE 共同企業体	令和 7 年 3 月 1 日	堺市立自転車拠点施設 の管理運営	堺市立自転車拠点施設の 管理運営を目的に設立さ れた共同企業体である。

### 3 選定の理由

大和川 BASE 共同企業体は、堺市大和川自転車賑わい拠点整備事業者選定委員会において堺市立自転車拠点施設の設計、整備及び管理運営を一体的に担う団体として選定された株式会社 Andeco を代表企業とするグループが、当該施設の管理運営を目的に設立した共同企業体である。

当該団体は、管理運営において当該施設の設置目的をより効果的、効率的に達成し、市民サービスの向上を図ることができる能力を十分に有すると認められることから、堺市立自転車拠点施設条例（令和 7 年条例第 29 号）附則第 3 項の規定に基づき当該団体を指定管理者に選定したものである。

## 包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 契約の金額 13,000,000円を上限とする額

4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払

5 契約の相手方 \* \* \* \* \*

公認会計士 後藤 英之

[根拠]

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。



議案第 43 号

## 市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

# 市 道 路 線 認 定 調 書

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地	付記
‡470	北野田227号線	東区北野田553番3地先 東区北野田553番4地先		開発に伴う寄付
‡986	日置荘原寺67号線	東区日置荘原寺町237番8地先 東区日置荘原寺町237番8地先		〃
‡592	菩提225号線	東区菩提町5丁123番1地先 東区菩提町5丁123番7地先		〃
‡382	阿弥82号線	美原区阿弥61番13地先 美原区阿弥61番11地先		〃
‡227	今池24号線	堺区今池町1丁38番3地先 堺区今池町1丁38番7地先		都市計画法第39条による帰属
‡604	霞ヶ丘7号線	堺区霞ヶ丘町4丁379番6地先 堺区霞ヶ丘町4丁379番9地先		〃
〃1074	八田北66号線	中区八田北町329番10地先 中区八田北町329番3地先		〃
‡984	東山70号線	中区東山67番1地先 中区東山67番9地先		〃
‡985	平井52号線	中区平井363番1地先 中区平井346番1地先		〃
‡228	石原36号線	東区石原町2丁264番1地先 東区石原町2丁222番1地先		〃
‡471	北野田228号線	東区北野田537番5地先 東区北野田537番17地先		〃
‡748	鳳南70号線	西区鳳南町5丁676番5地先 西区鳳南町5丁678番2地先		〃
〃138	津久野58号線	西区津久野町3丁773番1地先 西区津久野町3丁817番1地先		〃
‡891	南余部66号線	美原区南余部86番9地先 美原区南余部86番19地先		〃

# 市道認定路線図

43-22

整理番号 キ470

北野田227号線

553-3

553-4

凡  
例

認定道路

市道認定路線図

42-09

整理番号 七986

日置莊原寺67号線

237-8

237-8

凡  
例

認定道路

# 市道認定路線図

35-09

整理番号 木592

菩提225号線

123-1

123-7

凡  
例

認定道路

市道認定路線図

43-09

整理番号 ア382

阿弥82号線

61-11  
61-13

凡  
例

認定道路

## 市道認定路線図

整理番号 1227

今池24号線

38-3  
38-7凡  
例

認定道路

市道認定路線図

整理番号 力604

23-23

霞ヶ丘7号線

379-6

379-9

凡  
例

認定道路

市道認定路線図

48-03

整理番号 H1074

八田北66号線

329-10

329-3

凡  
例

認定道路

市道認定路線図

41-21

整理番号 七984

東山70号線

67-1

67-9

凡  
例

認定道路

市道認定路線図

48-15

整理番号 H985

平井52号線

363-1

346-1

凡  
例

認定道路

市道認定路線図

整理番号 1228

26-14

石原36号線

264-1

222-1

凡  
例

認定道路

市道認定路線図

43-22

整理番号 キ471

北野田228号線

537-5

537-17

凡  
例

認定道路

市道認定路線図

39-18

整理番号 1748

鳳南70号線

676-5 678-2

凡  
例

認定道路

市道認定路線図

32-09

整理番号 ツ138

津久野58号線

817-1

773-1

凡  
例

認定道路

市道認定路線図

43-12

整理番号 3891

南余部66号線

86-9

86-19

凡  
例

認定道路

## 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

### [根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

## 1 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決番号	専決年月日	案件	債権等及び目的の価額	相手方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
6	8.1.22	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* *****の住宅の明渡し並びに住宅使用料 274,300 円及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区*** ***** 堺市営*** ***	* * * * *
7	8.1.22	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* *****の住宅の明渡し並びに住宅使用料 71,400 円及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区*** *****	* * * * *
9	8.1.22	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営* *****の住宅の明渡し並びに住宅使用料 239,400 円及び住宅使用料相当損害金	堺市西区*** ***** 堺市営*** ***	* * * * *

## 及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市 営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 274,300 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 274,300 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市 営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 71,400 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和 7 年 3 月 20 日に入居者全員で転居したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。また、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 71,400 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市西区*****堺市 営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 239,400 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 239,400 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住 所 又は 所 在 地	氏 名 又は 名 称
10	8.1.22	訴えの提起に ついて	堺市西区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 198,100 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市西区***** ***** 堺市営***** *****	* * * * *
11	8.1.22	訴えの提起に ついて	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅と同団地駐車 場の駐車区画*** ***** の明 渡し並びに住宅使用 料 8,840 円及び住宅 使用料相当損害金	大阪市福島区* ***** **	* * * * *

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市西区*****堺市 営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 198,100 円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 198,100 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市 営*****の住宅及び同団地駐車場の駐車区画*****の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 8,840 円及び令和 7 年 9 月 5 日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人であり、同団地駐車場の駐車区画*****の使用者である*****は、令和 7 年 9 月 4 日に死亡し、入居承認及び使用許可は当然に終了したにもかかわらず、相続人である*****から明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅及び同駐車場の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 8,840 円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

## 2 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
8	R8. 1. 22	万崎住宅1棟 ほか2棟解体工事	堺市中区東山13番地	株式会社春正建設 代表取締役 春木正則	変更前 562,402,500円 (消費税額等 51,127,500円) 変更後 584,325,698円 (消費税額等 53,120,518円)

## による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
21,923,198 円 (消費税額等 1,993,018 円)	仮設通路の整備等による 増額。 工事請負契約書第 25 条 第 3 項の規定に基づくイン フレスライド条項の適用に による増額。	工事開始に伴う仮囲い設置により敷 地外をう回する必要が生じたことにつ いて、近隣住民の要望を踏まえて検討を した結果、交通利便性の確保のため敷地 内に仮設通路の整備を行うこととし、増 額を行う。 その他、設計時に確認が困難であった 設計図書の施工条件と工事現場の不一 致について、設計数量及び設計内容に増 減が発生した結果、増額となる。 また、国からの要請に基づき、賃金等 の高騰に対処するために、工事請負契約 書第 25 条第 3 項に規定するインフレス ライド条項を適用し、契約を変更するた め増額となる。 以上のことから、増額変更を行う。

令和 8 年第 2 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その 2）

令和 8 年 2 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号  
Tel 072-233-1101  
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号  
1-B2-25-0065

